

派遣先所属 岩手県経営支援課
氏 名 新事業・団体支援担当 大野 望 (おおの のぞみ)、高橋 里奈 (たかはし りな)
金融担当 原 佳正 (はら よしまさ)、遠山 知恵子 (とおよま ちえこ)
派遣期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

1 派遣業務の内容

派遣先の岩手県経営支援課では、中小企業振興施策の策定及び被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金(以下「グループ補助金」という。)を担当するグループ、中小企業者の金融支援を担当するグループ、商店街の活性化を担当するグループの3つに分かれています。

各グループに東日本大震災で被災した事業者の支援に関する業務があり、各都道府県から派遣されている職員は主にその業務を担当しています。経営支援課の職員数は22人(期限付臨時職員及び専門員を含めると29人)、そのうち9人が各都道府県からの派遣職員となっており、経営支援課の業務の中で震災関連業務の割合の大きさがうかがえます。

経営支援課の震災関連業務は大きく分けて5つあり、グループ補助金に関する業務、高度化スキーム貸付に関する業務、債権買取に関する業務、東日本大震災復興資金(制度融資)に関する業務、及び商店街の復旧等に関する業務です。

この中で新事業・団体支援担当(埼玉県派遣職員2名)はグループ補助金に関する業務、金融担当(埼玉県派遣職員2名)は高度化スキーム貸付に関する業務、債権買取に関する業務及び東日本大震災復興資金に関する業務を担当しています。

(1) グループ補助金とは、東日本大震災津波によって被害を受けた中小企業等グループが、震災津波前の状態に復旧するためにかかる経費に対して概ね3/4を補助する制度です。被災地の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助します。

また、補助金交付のほか、補助事業で取得した建物や設備について財産処分(譲渡、取壊し、廃棄、担保設定等)をする場合には事前に承認が必要となっており、その承認手続きも行っています。

(2) これに対して高度化スキーム貸付は、グループ補助金等、施設・設備復旧のための補助制度において必要となる自己資金調達を支援する制度です。施設復旧経費の自己負担部分(概ね1/4)に対して、公益財団法人いわて産業振興センターを実施機関とし、無利子で融資を行います。当制度は県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人いわて産業振興センターの連携事業であり、実務としては貸付原資の調達、貸付審査、貸付後のフォローアップ等を行いながら、各場面でこの3団体での調整を行います。

また、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下「津波立地補助金」という。)等の補助制度と高度化スキーム貸付はそれぞれ別の制度になりますが、非常に繋がりが深い業務となっており、各補助制度についても知識を要します。

(3) 債権買取支援業務は、いわゆる二重ローン問題を解消するための支援業務になります。二重ローン問題とは、震災津波によって被害を受けた事業者が事業休止となり、震災前の借入の返済に窮し、結果として新規の借入(設備投資)もできないことから事業再開の目途がたたなくなるという問題です。こういった事業者に対して、震災前借入を買取り、返済を一時棚上げすることで金融機関も新たに融資できることとなり、事業再開の目途が立つようになります。

(4) 東日本大震災復興資金（制度融資）は、東日本大震災により著しい被害を受けた岩手県内に事業所を有する中小企業者に対して、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。事業者の民間金融機関からの資金調達をやすくするため、県が民間金融機関へ貸付原資の預託を行うことで貸付金利を引き下げ、信用保証協会に対し事業者の保証料全額補給及び損失補償等を行います。

2 派遣業務の現況

(1) グループ補助金は、運用開始当初に比べ現在の申請状況はかなり落ち着いています。沿岸の嵩上げ工事が完了するに伴い申請は増加する見込みではありますが、現状の主たる業務は、既採択者に対する諸々の支援業務です。

これまで15回の公募（27年度末）を実施してきましたが、事業者にして約1,300者以上、約800億円以上を交付決定してきました。現状事業完了していない補助事業者は300者程度おり、日々未完了事業者の対応に追われています。今後申請を見込んでいる事業者も多数存在するため、まだまだ本格的な地域の復興には程遠いと感じます。

前述の事務作業の他にも、中間・完了検査等の沿岸出張も多く実施しています。検査を実施せずに補助事業を完了することはできませんので、年度末には大量の支払業務が届くのと同数、大量の現地検査が待ち受けております。今年度は台風10号や国体の関係で思うように検査ができず、30者程度の実施状況となっておりますが、年度末に向け検査日数を徐々に増やしていく見込みです。



(現地調査)

(2) 高度化スキーム貸付制度は、震災から5年を経て、借入申請件数が年々減少してきています。しかし、今年度は沿岸地での嵩上げ工事の完了に伴い津波立地補助金を利用した借入申請が増加し、平成29年度以降も、これまで沿岸地工事の進捗状況から仮設店舗で経営を行ってきた事業者の本設移行に伴うグループ補助金・津波立地補助金に関連する借入申請が増加する見込みです。

また、高度化スキーム貸付制度は最長5年の返済据置期間設けていますが、この据置期間を終えた償還が来年度から本格化します。平成29年度償還が始まる事業者は、平成28年度に比べ約7倍です。この償還の本格化に向けて、平成27年度から貸付企業に対する訪問等によるフォローアップを始めていますが、償還を不安に思う事業者の声も聞こえるのが現状です。販売先を失い、売上が震災前の水準に戻らない事業者には、猶予など実態に応じた柔軟な対応が来年度以降必要になると思われます。

さらに、今年度発生した台風第10号により貸付事業者で被災した事業者については、具体的被災状況を現地確認しつつ、対応を検討している状況です。

(3) 二重債務買取は、地元岩手県の金融機関（3 銀行、1 信用組合）からの出向者やOBの方々に組織され、被災事業者の経営相談や改善等事業者の再生のための総合的な相談窓口となっている岩手県産業復興相談センターで、二重債務を解消することによって事業再開や財務内容の悪化による倒産を防止できると判断された企業等について実施しています。

実際の買取は、中小企業基盤整備機構、岩手県及び地元金融機関から出資されているファンド（投資組合）が行っており、買取の案件ごとにファンド構成員が出資することとなっています。

二重債務買取の件数は、平成 25 年度の 56 件をピークに平成 26 年度は 9 件、平成 27 年度は 4 件と落ち着いてきていますが、被災地の人口減少等により経営環境は改善されておらず被災企業は不安定な経営状況である企業が多いため、今後もこの仕組みは存続させる必要があると感じています。

(4) 東日本大震災復興金（制度融資）は、全体としては利用件数・利用金額ともに第 1 のピークを平成 23 年度、第 2 のピークを平成 26 年とした後は減少傾向にあります。しかし、利用件数のピークが平成 23 年度であった間接罹災事業者（直接の被害はなかったものの、取引先を失うなどして経営悪化した事業者等）に対し、直接罹災事業者の利用件数は、平成 26 年度をピークに増え続け、平成 28 年度も運転資金・設備資金として、平成 23 年度の被災当時を上回る利用があり、依然としてそのニーズは高いものとなっています。

各年度で 1,000 件を超える利用案件を四半期ごとに分け、保証料補給の承認・支出を行いますが、過年度分の支払いに新年度分が上乘せされることから、平成 29 年度以降も事務量は増加する見込みです。

3 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

震災から 5 年が経過していることもあり、職場は落ち着いている状況です。経営支援課が属する商工観光労働部では赴任後、部内に所属する他県からの派遣職員及び新規採用職員向けに、被災現地での復興状況説明研修が実施されました。現地での嵩上げ工事の様子から、沿岸広域振興局での被災当時の取組及び復興状況の概要を説明いただき、当時の混乱期の状況及び復興の現状段階を頭に入れた上で、災関連業務に取り掛かることができました。

普段の業務からは、震災から 5 年を経て被災地を取り巻く環境が変化するとともに、寄せられる相談や申請案件の内容が多様化・複雑化してきていることを実感しています。取扱件数が減少してきていても、1 件、1 件個別の事情に配慮した柔軟な取扱いが必要とされる場面や、被災県共通の制度であるがゆえに他県との運用の整合性の検討を要する場面があり、今後もそのような案件は増えることが予想されます。各補助制度等により一旦復旧が果たされても、その後の復興に有効につなげるには販路回復等のソフト面の支援強化も求められますが、業種や地域など個々の事業者の状況が異なる中で、いつまで、どのようにして支援が行えるのか、課題は多いように感じます。

また、今年度は台風第 10 号による災害対応業務が各制度でも発生しました。対応の検討段階では東日本大震災当時の資料を参考にする機会もあり、当時の混乱状況を知るとともに、改めてその対応の難しさを実感しました。台風第 10 号による被災対応にあたっては、対策室の設置や全庁を挙げての救援物資等の手配・運送、現地での復旧作業及び各制度での対応等が、瞬く間に決定していきました。経営支援課においても、岩手県職員の方々は、素早く初動対応を決定すると同時に今後課題となる点の洗い出しや対応の検討を指示してくださいました。災害対策部局だけではなく、初動段階から全庁で各対応にあたる体制は東日本大震災の経験を経て

の各職員の意識の高さをうかがうことができ、我々も災害対応業務にあたり貴重な経験をしました。

従来の業務に加え震災関連業務もこなす岩手県職員の方々の業務量は増える一方ですが、岩手県職員の方々は我々派遣職員の生活・体調面に気をかけつつ、今年度開催の国民体育大会業務や、台風第10号による災害対応業務さえもこなしています。そのような職員の方々に囲まれた職場内の士気は非常に高く、派遣職員も一丸となって全力で復興支援業務に携わることができています。



(沿岸地域での復興状況説明研修)